



人権教育・啓発に関する
知立市行動計画

【2018-2029】（改定版）



2018（平成30）年3月策定
（2025（令和7）年3月改定）

知立市

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 人権に関する国内外の動き	2
3 計画の期間	8
4 他の計画との関連性	8
第2章 基本的な考え方	9
1 計画の基本目標	9
2 計画の体系	9
第3章 人権教育・啓発の推進	10
1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	10
2 学校などにおける人権教育の推進	13
3 職場における人権教育・啓発の推進	16
第4章 重要課題への対応	19
1 部落差別	19
2 女性	22
3 子ども	26
4 高齢者	30
5 障がい者	34
6 外国人	38
7 感染症患者等	41
8 性的マイノリティ	43
9 インターネットによる人権侵害	45
10 さまざまな人権をめぐる問題	47
第5章 計画の推進	51
1 基本的な姿勢	51
2 推進体制	51
3 継続的な取組	51
4 SDGs の推進	51

資料編	53
日本国憲法（抄）	54
世界人権宣言	57
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	61
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	71
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	73
部落差別の解消の推進に関する法律	79
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	80
知立市人権施策推進本部設置要綱	82
知立市人権尊重のまち宣言	84
用語解説	85

◎本文中「※」がついているものは、資料編「用語解説」に説明があります。

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。1948（昭和23）年に国連で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

このような考えのもと、国内外ではさまざまな人権に関する施策が進められてきました。しかしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる不当な差別や偏見がみられます。こうした人権侵害の要因としては、人々の中にある自分とは異なるものを受け入れられない、認められないという考え方や、非合理的な社会慣習からくる意識の存在が考えられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化など近年の急速な社会変化も要因のひとつとしてあげられます。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者などの人権課題に加え、性的マイノリティへの差別・偏見、インターネットによる差別的発言、個人情報等にかかわるプライバシーの侵害など新たな課題も出てきています。

本市では、2018（平成30）年に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」を策定し、関連計画と連携しながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。また、2022（令和4）年には、市民一人ひとりの人権意識をより一層高めるために「知立市人権尊重のまち」を宣言しました。

今後も、さまざまな人権に関する課題について、行政と市民がより一体となって取り組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会を実現していく必要があります。このたびは、本計画について、社会情勢や国、愛知県の「あいち人権推進プラン」策定にあわせ、中間見直しを2024（令和6）年に延伸し、本市の状況、市民意識調査結果等を踏まえた見直しを行います。

2 人権に関する国内外の動き

(1) 国際的な動き

二度の世界大戦を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出した時代を経て、人々は平和が何よりも尊いものであり、人権が尊重されるべきものであることを学びました。

この経験を踏まえ、1948（昭和23）年、第3回国連総会では人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択され、今日の基本的人権の考え方を示しました。これを契機に、「国際人権規約」の採択や、さまざまな分野における人権に関する諸条約が採択・発効され、国連加盟国に対して批准・加入が求められてきました。

しかしながら、その後も民族や宗教の違い等を起因として、世界各地で紛争や内戦等が続いており、飢餓や難民問題など、深刻な人権に関する課題が表出しています。

このような事態を鑑み、1994（平成6）年、国連総会において1995（平成7）年から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、加盟各国に人権施策の取組の強化を求めました。最終年次である2004（平成16）年には、「人権教育のための世界計画」とする決議が採択され、引き続きあらゆる分野において人権教育を推進していくこととなっています。2006（平成18）年には「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）、2007（平成19）年には「先住民の権利に関する国際連合宣言」など、多様な人権課題に対する国際法の整備が進められ、2011（平成23）年には、国連総会において人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきというメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

【人権に関する主な国際的な動向】

年	内容
1948(昭和23)年	「世界人権宣言」国連採択 すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を明らかにするとともに、今日の基本的人権の考え方が示されました。
1965(昭和40)年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)国連採択 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する必要な政策・措置を遅滞なく行うことを締約国に対して義務付けています。 → 日本では1995(平成7)年に加入
1966(昭和41)年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)」(国際人権規約)国連採択 「世界人権宣言」の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的な条約です。 → 日本では1979(昭和54)年に批准
1979(昭和54)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)国連採択 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。 → 日本では1985(昭和60)年に批准
1984(昭和59)年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)国連採択 拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い等の禁止などについて定めています。 → 日本では1999(平成11)年に加入
1989(平成元年)	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)国連採択 18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を定めています。 → 日本では1994(平成6)年に批准
1993(平成5)年	ウィーンで「世界人権会議」開催及び「ウィーン宣言および行動計画」採択 世界のあらゆる人権侵害に対処するための国際人権法や国際人道法に関する原則、国際連合の役割、すべての国々に対する要求が総括されています。
1994(平成6)年	「人権教育のための国連10年」とする決議と行動計画国連採択 人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置付け、各国に対し「国内行動計画」の策定と、人権教育・啓発の取組を強く求めています。 → 日本では1997(平成9)年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定
2004(平成16)年	「人権教育のための世界計画」国連採択 「人権教育のための国連10年」に引き続いて、人権教育を推進することが示されています。
2005(平成17)年 ～2007(平成19)年	「人権教育のための世界計画」第1フェーズ(2005-2007)行動計画 終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズは初等中等教育に焦点をあてています。
2010(平成22)年 ～2014(平成26)年	「人権教育のための世界計画」第2フェーズ(2010-2014)行動計画 高等教育における人権教育と教員、公務員などへの人権研修プログラムに焦点をあてています。
2010(平成22)年	国際標準化機構(ISO)が「ISO26000」発行 7つの原則のひとつに「人権の尊重」、中核主題7項目のひとつに「人権」が盛り込まれ、企業等、さまざまな組織・団体における人権尊重の視点を持った取組が求められています。
2011(平成23)年	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 ステークホルダー(利害関係者)による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化することが求められています。
2015(平成27)年 ～2019(令和元年)	「人権教育のための世界計画」第3フェーズ(2015-2019)行動計画 第1、第2フェーズの履行に係る努力を強化等することが示されています。
2020(令和2)年 ～2024(令和6)年	「人権教育のための世界計画」第4フェーズ(2020-2024)行動計画 青少年のための人権教育への取組の強化等が示されています。

(2) 国内の動き

我が国の人権における取組は、「日本国憲法」の基本的人権の尊重の考えのもと進められています。また、国際社会の一員として、国連総会で採択されたさまざまな人権に関する諸条約に批准・加入するとともに、我が国固有の人権問題である部落差別をはじめ、女性や子ども、障がいのある人等の個別の人権課題に対して、国内法を整備しています。

1995（平成7）年には、国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997（平成9）年には『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じて人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等を重要課題とし、対応の方向性を示しています。

また、1997（平成9）年には5年間の時限立法として、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められました。2000（平成12）年にはこうした流れを受けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確に規定されています。2002（平成14）年には同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。2020（令和2）年には『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）が策定されました。その他にも、あらゆる分野や社会情勢の変化によって生じた新たな人権問題に対応するため、法整備や施策が推進されています。

【人権に関する主な国の動向】

年	内容
1947(昭和22)年	「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。
1979(昭和54)年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)」、「国際人権規約」批准
1985(昭和60)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)締結
1993(平成5)年	「障害者基本法」施行
1994(平成6)年	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准
1995(平成7)年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)加入 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 国連で1995（平成7）年から2004（平成16）年を「人権教育のための国連10年」とすることをを受けて設置されました。
1997(平成9)年	「人権擁護施策推進法」施行(5年間の時限立法) 人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められ、人権の擁護に資することを目的としています。 『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画策定 諸施策の着実な実施等を通じて人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すものとしています。 「人権擁護推進審議会」設置 「人権擁護施策推進法」に基づき設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」並びに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項」の答申が行われました。

年	内容
1999(平成 11)年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)加入
	「男女共同参画社会基本法」施行
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行
2000(平成 12)年	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
2001(平成 13)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(*DV防止法)施行
2002(平成 14)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行
2006(平成 18)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行
2009(平成 21)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)施行
2012(平成 24)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
2013(平成 25)年	「いじめ防止対策推進法」施行
2014(平成 26)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)施行
2015(平成 27)年	「生活困窮者自立支援法」施行
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行
2016(平成 28)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行
	「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行
2019(令和元)年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)施行
2023(令和5)年	「こども基本法」施行
	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
2024(令和6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

(3) 愛知県の動き

愛知県では、1995（平成7）年に県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されたことを受け、1997（平成9）年に全国に先駆けて「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。

1999（平成11）年には知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、人権に関する施策の推進を図ってきました。2001（平成13）年には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定、2019（平成31）年に改定後、2022（令和4）年に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、2024（令和6）年に「あいち人権推進プラン」を策定し、人権教育・啓発に取り組んでいます。また、各分野の計画においても、あらゆる人権にかかわる施策についてふれています。

【人権に関する主な愛知県の動向】

年	内容
1995(平成7)年	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
1997(平成9)年	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
1999(平成11)年	「愛知県人権施策推進本部」設置
2001(平成13)年	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
2014(平成26)年	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
2015(平成27)年	「愛知県障害者差別解消推進条例」施行
2016(平成28)年	「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」施行
2019(平成31)年	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(改定版)」策定
2020(令和2)年	「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」施行
2022(令和4)年	「愛知県人権尊重の社会づくり条例」施行
2024(令和6)年	「あいち人権推進プラン」策定

(4) 知立市の動き

知立市では、2006（平成 18）年に「知立市人権施策推進本部」を設置し、2011（平成 23）年に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」を策定し、人権に関する施策の推進に取り組んできました。

2025（令和 7）年に策定した、「第 7 次知立市総合計画」では、「知立市人権尊重のまち」宣言を念頭に置いて基本構想を推進していくことを定めています。

その他、子どもや高齢者、障がいのある人、男女共同参画、多文化共生等についても、それぞれ個別の計画を策定し、人権尊重に基づいた取組を進めています。

【人権等に関する主な知立市の動向】

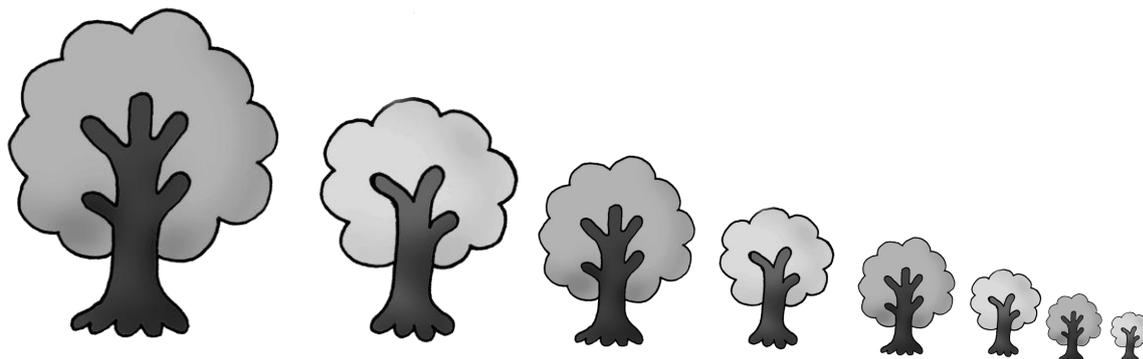
年	内容
2006(平成 18)年	「知立市人権施策推進本部」設置
2010(平成 22)年	「人にやさしい街づくり推進計画 2010」策定
2011(平成 23)年	「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」策定
2012(平成 24)年	「知立市子ども条例」施行
2016(平成 28)年	知立市人権に関する市民意識調査実施
2018(平成 30)年	「人権教育・啓発に関する知立市行動計画 2018-2027」策定
2019(平成 31)年	「第 3 次知立市男女共同参画プラン」策定
2021(令和 3)年	「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画」策定
	「第 4 期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」策定
2022(令和 4)年	「知立市人権尊重のまち宣言」制定
	「知立市多文化共生推進プラン 2022-2026」策定
	「第 3 次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定
2024(令和 6)年	知立市人権に関する市民意識調査実施
	「第 3 次知立市男女共同参画プラン」改定
	「知立市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」策定
	「第 9 期介護保険事業計画・第 10 次高齢者福祉計画」策定
2025(令和 7)年	「第 7 次知立市総合計画」策定
	「人権教育・啓発に関する知立市行動計画 2018-2029」改定
	「第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画」策定

3 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間とし、随時施策の評価・検証を行い、社会情勢の変化や市の状況を踏まえて、5年を目途に中間見直しを実施する予定となっていました。国の方針や愛知県の「あいち人権推進プラン」の策定にあわせ、2024（令和6）年度に中間見直しを行い、2025（令和7）年度からを後期計画として2029（令和11）年度までの計画としました。

4 他の計画との関連性

本計画における施策は、本市の個別計画と関連する事項が多く盛り込まれています。最上位計画である「第7次知立市総合計画」の基本構想で定めたとおり、各個別計画においても施策の推進にあたって人権尊重の視点を持って取り組みます。



第2章 基本的な考え方

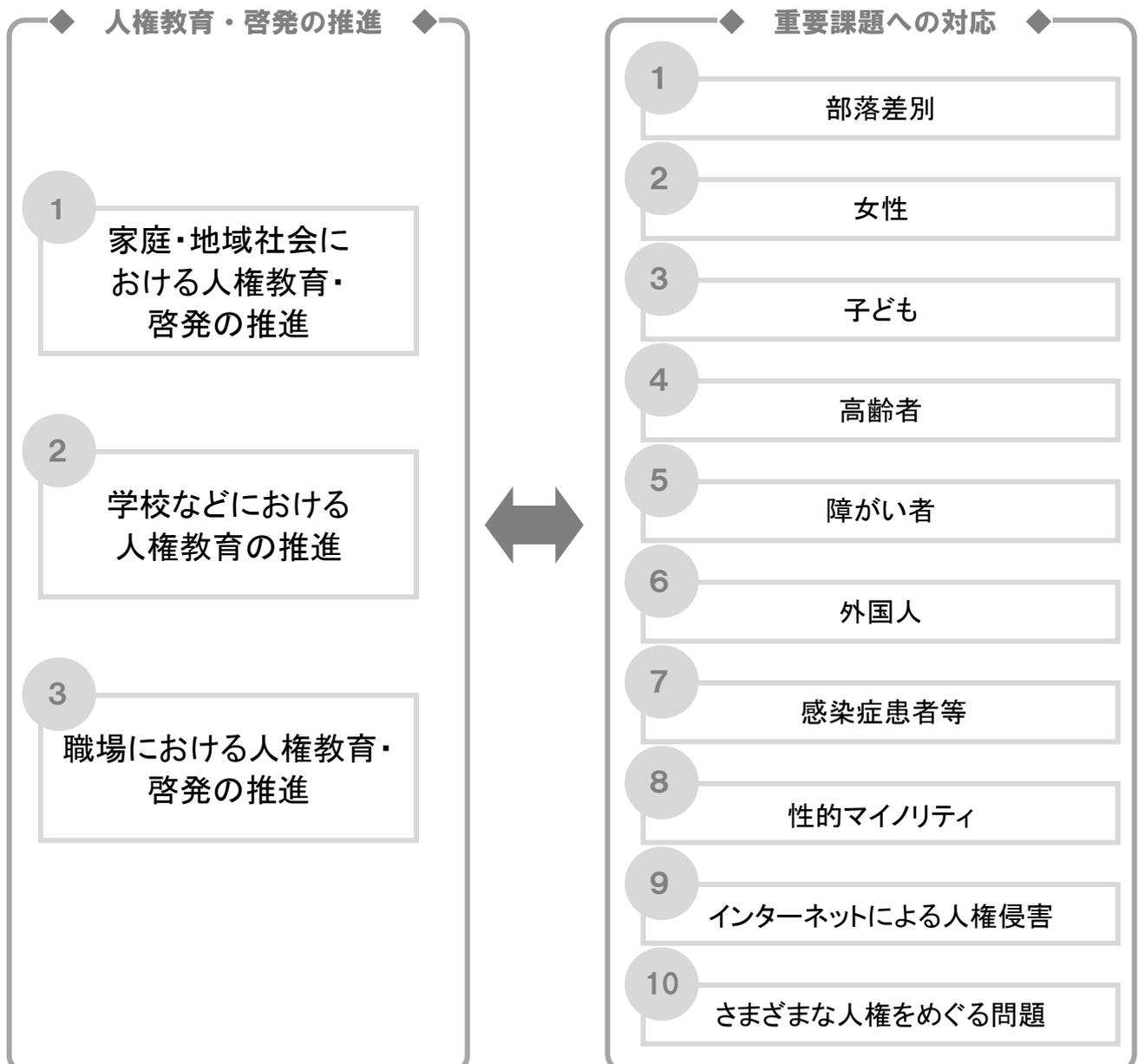
1 計画の基本目標

知立市まちづくり基本条例第3条の「まちづくりの基本理念」に基づき、基本目標を以下のように設定し、人権教育・啓発に取り組みます。

互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり

2 計画の体系

基本目標に基づき、以下のような体系で人権にかかわる取組を推進します。



第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

● 現状・課題

家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族とのふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかしながら、核家族化やひとり親世帯の増加、ライフスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、昨今の子育てをとりまく環境の変化により、家庭における育児力が低下し、適切な生活習慣や社会性の習得ができないことなどが社会問題にもなっています。

また、高齢社会の進展により、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、老老介護の問題など要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄などの問題が生じています。さらに、家庭内には労働や家事・育児に対する性別による固定的な役割分担意識が現在でも根強く残っているほか、配偶者への暴力や子どもへの虐待などの問題も生じています。

一方、地域は最も身近な社会集団であり、さまざまな人との交流を通じて人権感覚を育む場でもあります。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されており、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互いを尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。

国では、2016（平成 28）年に*『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域で活躍できる「地域共生社会」の実現に取り組んでいます。本市でも誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域社会づくりが求められます。

2024（令和 6）年 3 月に実施した「知立市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、人権を侵害されたと思ったときについての問に対し、「人種・国籍・民族・信条・年齢・性別・性的指向・性自認・社会的身分・門地・障がい・疾病などを理由に差別された」が 36.9%（前回調査より 15.6 ポイント増）と最も高く、次いで「地域や職場において仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」が 32.4%（前回調査より 1.9 ポイント減）となっています。

本市では、さまざまな媒体や講演会等による啓発、人権擁護委員との連携等を通じて、家庭や地域への人権意識の醸成を図っています。今後も、社会変化や市民のニーズを踏まえて家庭や地域における人権教育・啓発を行うとともに、その担い手となる指導者の確保と養成を充実することが求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 家庭における教育力などの向上

家庭、地域社会、行政が連携し、家庭において人権尊重の考え方や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるような周知・啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどにより、家庭における固定的な役割分担意識の解消を図るための情報提供、啓発を行います。	協働推進課
・ 「家庭の日」を周知、啓発します。	生涯学習スポーツ課
・ 家族がふれあう各種事業を実施します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課
・ 子育てに関する冊子の発行や教室の開催により、学習支援、情報提供を行います。	子ども課 健康増進課 生涯学習スポーツ課
・ 子育て、介護、福祉などに関する相談体制を整備します。	福祉課 子ども課 長寿介護課
・ 男性を対象とした料理、家事、育児などに関する教室や講座を開催します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課

施策2 地域社会における人権尊重の環境づくり

地域において人権尊重の意識が育まれるよう、地域の活動者等と連携して啓発活動や学習・交流機会等の提供を行います。

【取組】	【担当課】
・ 「知立市人権尊重のまち」宣言を周知、啓発します。	協働推進課
・ 啓発資料などにより人権尊重に関する情報提供をします。	協働推進課
・ 人権擁護委員との連携強化や活動支援を行います。	協働推進課
・ 人権尊重にかかわる生涯学習活動を支援します。	生涯学習スポーツ課
・ まちづくり出前講座の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課
・ 公民館などでの各種学習、交流活動の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課
・ P T Aなどの社会教育関係団体の活動を支援します。	生涯学習スポーツ課
・ 関係団体との連携強化を図ります。	協働推進課

施策3 学習機会の充実

市民一人ひとりが人権にかかわる知識や考え方を身につけられるよう、社会情勢や対象となる年齢層、市民ニーズを踏まえて多様な人権の学習機会を提供します。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙やパンフレットなどにより人権意識について啓発します。	協働推進課
・ 「人権問題を考える講演会」などを実施します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 人権週間などにおける啓発活動を実施します。	協働推進課
・ 出前講座を通じて人権の学習機会を提供します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策4 指導者の養成

家庭や地域における人権教育・啓発の担い手となる指導者を養成し、啓発活動や学習・教育の質の向上を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 指導者養成のための学習機会を提供するとともに、研修等への参加を促進します。	協働推進課

2 学校などにおける人権教育の推進

● 現状・課題

学校、幼稚園、保育園等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性のある社会を実現するには、子どもたちが教育の場でさまざまな人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思いやりの心を育み、幅広い視野を持った態度・行動を身につけることが大切です。

一方で、いじめや体罰、不登校など、子どもや学校をめぐる人権課題は深刻な社会問題となっています。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、子どもが安心して相談や支援を受けられる体制づくりが求められます。また、高齢化や国際化、情報化などによりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障がいのある人、外国人等との交流や学習を通じて、さまざまな人権問題についての認識を深められる人権教育を行うことも大切です。

子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識を持ち、さまざまな人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

市民意識調査では、人権が尊重される社会を実現するための必要な取組についての問に対し、「学校などにおいて人権教育を充実させる」が56.8%（前回調査より4.3ポイント減）と最も高く、人権教育の場としての期待が高いことがうかがえます。

本市では、就学前教育や学校教育において、授業やさまざまな体験活動を通じて人権尊重の基礎を身につける取組を推進しています。また、いじめや不登校等の解決にあたっての指導や相談体制づくりを行っています。今後も教育活動を通じて、時代の流れを踏まえた人権教育を進めるとともに、より効果的な教育とするための指導者の資質の向上、家庭・地域社会・行政等との連携が求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 教育活動全体を通じた人権尊重の教育の充実

他人への思いやりを持ち、差別意識を持たない人権感覚を養い、実践的な態度を身につけられるよう、多様な人権教育の機会を提供します。また、学校や家庭での悩みを気軽に相談できる体制を充実します。

【取組】	【担当課】
・就学前教育を通じて人権尊重の精神の基礎を築く教育・保育を推進します。	子ども課
・学校教育における各教科、道徳など全教育活動を通じた人権尊重の意識を高める教育を推進します。	学校教育課
・人権について考えるための作文に取り組む機会を充実します。	学校教育課
・人権について話しあう機会を充実します。	学校教育課
・具体的な事例を活用した学習機会を充実します。	学校教育課
・人権尊重の視点に立った指導資料を作成します。	学校教育課
・人権に配慮した教育を推進します。	子ども課 学校教育課
・*スクールカウンセラー、心の相談員、*心の教室相談員、*あいフレンドなどによる相談体制を充実します。	学校教育課
・ボランティア活動や自然体験など体験活動を充実します。	学校教育課 健康増進課
・人の多様性を尊重する意識を育むための、多様な人との交流機会を充実します。	学校教育課
・総合的な学習の時間などで体験や参加型学習の機会を充実します。	学校教育課

施策2 教職員、保育士の指導力の向上

さまざまな人権課題に対する認識・知識を持ち、豊かな人権感覚を身につけた指導者を育成するため、研修等を通じて教職員や保育士への指導を行います。

【取組】	【担当課】
・教職員、保育士への研修や学習機会を充実します。	子ども課 学校教育課

施策3 家庭、地域社会、行政との連携強化

家庭、学校、地域、行政が情報共有し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。

【取組】	【担当課】
・いじめなど重大な問題を話しあう機会を充実します。	学校教育課
・家庭、地域社会への情報提供を充実し、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
・PTAなどの社会教育関係団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課
・保育園などで行う地域活動を充実します。	子ども課

3 職場における人権教育・啓発の推進

● 現状・課題

行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを提供するためには、市職員一人ひとりがさまざまな人権課題についての認識を持ち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。

本市では、全職員に対する人権研修や、人権に関する講習会への参加を進めています。今後は新たな人権課題にも対応できるよう、日頃から人権に関する意識を高めるとともに、人権を意識した行動を常に心がけることが求められます。

また、企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに資する責務があります。2010（平成22）年に発行された「ISO26000」という組織の社会的責任に関する国際規格では、企業をはじめ、さまざまな組織・団体で人権尊重の視点を持った取組が求められています。事業主は、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。公正な人事採用や評価、賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやセクシュアル・ハラスメント等の解決など、人権にかかわる課題に取り組むことが求められます。

我が国では、1986（昭和61）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が施行され、男女の均等な機会、待遇の確保について取組が進められました。また、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の施行、2016（平成28）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など、誰もが働きやすい環境整備が進められています。

今後も、市職員の人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を強化するとともに、企業等事業所でも人権に配慮した職場環境の整備が求められます。また、市民への人権意識啓発において、官民が協働した施策に取り組むことも必要です。

● 施策の方向と取組

施策1 市役所などにおける人権教育・啓発の充実

市職員が人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重を基本とした職務を遂行するため、職員研修の充実や学習機会の提供に努めるとともに、人権が尊重される職場づくりに取り組みます。

また、各職場や各担当職務の中で人権の視点を持ち、人権に配慮した施策の取組に努めます。

【取組】	【担当課】
・市職員を対象とした人権研修を継続的に実施します。	協働推進課 総務課
・指導者養成のための研修等への参加など学習機会を提供するとともに、指導する機会を提供します。	協働推進課 総務課
・市職員の研修、講演会などへの参加を促進し、人権意識の高揚を図ります。	協働推進課 総務課
・意識啓発を推進します。	協働推進課 総務課
・個人情報保護に対する意識啓発を図る研修等を実施します。	協働推進課 企画政策課 総務課

施策2 企業等事業所への啓発の推進

企業等事業所における、差別や偏見のない誰もが能力を発揮できる職場環境づくりを支援するため、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれない就労を支援するとともに、セクシュアル・ハラスメントや過度な労働の強要等、職場における人権侵害の防止及び救済を図ります。

【取組】	【担当課】
・「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」など労働関係法を周知します。	経済課
・「※公正採用選考人権啓発推進員」制度を周知します。	協働推進課
・人権、男女共同参画の意識啓発のため、企業等事業所の講演会等への参加を促進します。	協働推進課
・「ヤング・ジョブ・あいち」等の若年者就労支援事業を周知します。	経済課
・性的嫌がらせ、上下関係に対する嫌がらせ防止の周知など職場環境改善の啓発を図ります。	経済課
・「偽装請負」「賃金不払残業」などの違法行為について周知します。	経済課

施策3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

企業等事業所において、社会的役割と責任を自覚しながら、公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、また、企業等事業所の自発的な人権教育・啓発がされるよう周知を図ります。

【取組】	【担当課】
・企業等事業所での人権教育、啓発資材に対する情報提供を行います。	協働推進課
・企業等事業所が実施する研修などについて支援します。	協働推進課

第4章 重要課題への対応

1 部落差別

● 現状・課題

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人が日常生活の上でさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の重大な人権問題です。国の同和対策では、1965（昭和40）年に、同和対策審議会答申が提出され、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と認識がなされました。1969（昭和44）年には「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和対策事業や地域改善対策として事業が推進されてきました。その後は一般対策に移行し取組が進められていますが、1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申では、「同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでない」と明記されています。

また、インターネット上に部落の所在地や人名を掲載し、誹謗・中傷・差別を助長する書き込みを行うなどの問題が明らかになり、部落差別に関する状況の変化が生じていることを受け、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」といふ。）が施行され、現在も部落差別が存在することや、国及び地方公共団体の責務等を明記しています。従来の部落差別への取組を推進しつつ、新たな課題を認識した対応が求められます。

本市では、住環境の改善や、職員対象の人権研修、部落差別に関する学習機会の提供などの人権教育・啓発を進めています。また、*隣保館において啓発資料の配置や相談事業などを行っています。

市民意識調査では、部落差別の認知度について、「知っている」が66.6%となっています。「知っている」と答えたうちの39%（前回調査より12ポイント増）が学校の授業で教わったと答えています。また、はじめて知った時期について、「小学生」が31.9%（前回調査より6.4ポイント増）、「中学生」が26.4%（前回調査より7.3ポイント増）となっており、いずれも前回調査時よりも割合が上がっていることから、学校における人権教育の推進が図られているといえます。今後も学校教育を通じて認識を高めることが求められます。被差別部落の人とのつきあいについての問に対し、隣近所の人が被差別部落の人と分かった場合は「これまでと同じように親しくつきあう」が78.7%（前回調査より5.8ポイント減）と最も高くなっていますが、一方で、結婚相手の家柄や血筋を問題にする風習についての問に対しては、「当然だと思う」が13.2%（前回調査より5ポイント減）、結婚の際に家柄や家族状況を調べることに、「当然だと思う」が21.8%（前回調査より14.1ポイント減）となっており、前回調査より改善はしているものの、依然として潜在的な差別意識がみうけられます。

部落差別に対する誤った認識や偏見をなくしていくために、今後もさまざまな機会・手段を活用して啓発活動を行うとともに、部落差別に関する相談に迅速な対応ができる体制整備が求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 部落差別・人権に関する啓発活動の推進

2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」で、地方公共団体の責務が明文化されたことを踏まえ、部落差別のない社会の実現に向け、市民の部落問題についての知識や理解を深める機会を提供し、地域の実情を踏まえた取組を推進します。

【取組】	【担当課】
・広報紙や市のホームページなどにより部落差別・人権について啓発します。	協働推進課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより部落差別・人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・市職員を対象とした研修実施や研修会などへの参加を促進し、意識啓発を図ります。	協働推進課 総務課
・人権擁護委員などと連携した啓発活動を行います。	協働推進課
・「部落差別解消推進法」について周知します。	協働推進課

施策2 学校・家庭・地域での部落差別・人権教育の推進

学校教育や、教職員等の研修を通じて、学校・家庭・地域における部落問題についての正しい知識の習得と理解の促進を図ります。

【取組】	【担当課】
・教職員などへの計画的、体系的な研修を充実します。	学校教育課
・人権尊重の教育に関する研究や指導資料作成を行います。	学校教育課
・学校教育の中で部落差別や人権教育の取組について周知します。	学校教育課
・授業参観、人権教育講演会を実施します。	学校教育課

施策3 隣保館の有効活用

※隣保館において、人権意識の啓発や住民交流の拠点となる取組を推進し、地域住民の福祉や文化の向上を図るため、相談事業の充実や各種講座の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・各種講座・教室等の地域交流事業を促進します。	協働推進課
・各種講座や教室のニーズを把握します。	協働推進課
・人権に関する啓発資料の配置などを充実します。	協働推進課
・生活相談など各種相談事業を推進します。	協働推進課
・市民の文化的向上を図るため、図書事業を推進します。	協働推進課

施策4 えせ同和行為の排除の推進

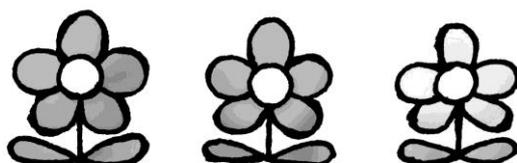
部落差別を解決する上で大きな阻害要因となっている*えせ同和行為についての認識を高める啓発活動を行うとともに、えせ同和行為についての相談等に迅速に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・パンフレットなどにより啓発及び相談機関を周知します。	協働推進課
・えせ同和行為に対する市民などからの相談に対応します。	協働推進課

施策5 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

部落差別に関する相談に迅速に対応できるよう、関係機関と連携、協力し、相談・支援体制を整備します。また、窓口についての周知や救済制度等についての情報提供を行い、相談・支援体制の活用促進を図ります。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



2 女性

● 現状・課題

性別にかかわらず、個人が一人ひとり尊重される社会の実現が求められますが、歴史的には女性は男性と比べて不利な立場におかれることが多くありました。近年では男女平等の意識が定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面も依然としてみられます。

国連では、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めました。1979（昭和 54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めています。また、2000（平成 12）年に「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

我が国では、1985（昭和 60）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、女性への暴力等の防止施策としては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されています。また、女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であることによりさまざまな困難に直面することに鑑み、2024（令和 6）年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。

本市では、2019（平成 31）年に「第 3 次知立市男女共同参画プラン」を策定（2024（令和 6）年改定）し、男女共同参画に関する施策を推進しています。具体的な取組としては、男女平等に対する意識啓発や、女性を*DV等の暴力から擁護する相談支援、女性の社会進出に対する支援を行っています。また、女性職員の活躍推進に向けた目標や取組を推進するため、「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画」を策定しています。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないことについての問に対し、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が 51.0%（前回調査より 3.1 ポイント減）、「働く場における差別待遇（採用、昇格、賃金など）」が 49.0%（前回調査より 3.3 ポイント増）と割合が高くなっています。

今後も男女平等の意識づくりや、女性に対する暴力の根絶と被害者支援、さまざまな困難を抱える女性への支援、男女がともに活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

● 施策の方向と取組

施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり

家庭、地域、職場、学校など社会全体で、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を実現するため、あらゆる機会を通じて男女共同参画や男女平等の意識づくりを行います。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどにより、男女共同参画や男女平等についての情報提供、啓発を行います。	協働推進課
・ 市内各施設に資料、情報などを提供します。	協働推進課
・ 講演会や人権週間などにより男女共同参画や男女平等の意識について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 教育関係者の意識向上のための情報提供、学習支援を行います。	学校教育課
・ 人権週間の取組にあわせ、児童生徒への男女平等意識の啓発を行います。	学校教育課
・ 広報紙や講演会などで、性別による固定的な役割分担意識の見直しについて意識啓発を図ります。	協働推進課
・ 男性を対象とした料理、家事、育児などに関する教室や講座を開催します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課

施策2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

※DVをはじめとした女性に対する暴力の根絶を目指した啓発活動を進めるとともに、相談や被害に迅速に対応できるよう、庁内外の機関と連携し、個人情報に留意しながら支援を行います。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙や講座の開催、パンフレットなどにより、DV等の防止について啓発を図ります。	協働推進課
・ 相談窓口について周知、啓発します。	協働推進課
・ 若年層へDVの周知、啓発を図ります。	協働推進課
・ 相談員の資質の向上を図り、被害者支援に係るワンストップサービスを実施するなど、相談体制の充実を図ります。	協働推進課
・ 虐待等防止ネットワーク協議会等の活用や庁内の関係各課との連携強化を図ります。	協働推進課
・ 支援機関などの情報を提供するとともに、連携強化を図ります。	協働推進課

施策3 仕事と家庭生活の調和のための支援

男女が共に働きやすい環境をつくるため、仕事と家庭生活の調和のための支援を行います。また、就労を希望する女性への情報提供を行います。

【取組】	【担当課】
・女性の就労に関する情報提供を行います。	経済課
・育児、介護休業制度について周知します。	経済課
・育児休業後の支援等、多様なニーズに応じた乳幼児保育を充実します。	子ども課
・放課後児童クラブの実施等により放課後児童の健全育成を進めます。	子ども課
・子どもの預かり等の子育て支援事業を推進します。	子ども課

施策4 女性の社会参画の促進

「知立市男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画に関する取組を進めます。また、社会の意思決定等における男女の対等な参画を実現するため、女性の各種審議会等への登用や女性リーダーの育成など、女性の積極的な社会参画を支援する情報提供やサポートを行います。

【取組】	【担当課】
・「知立市男女共同参画プラン」の普及、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課
・労働相談を実施します。	経済課
・女性の労働条件の悩みやセクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口を紹介します。	協働推進課
・審議会への女性委員の登用を推進します。	協働推進課 関係各課
・女性リーダーやアドバイザーを養成します。	協働推進課
・「女性活躍推進法」に基づく事業について情報提供を行います。	協働推進課

施策5 さまざまな困難を抱える女性への支援の充実

社会情勢の変化等により複合的な課題を抱える人が多くなっていますが、性別の固定的な役割分担意識などにより、男女間で異なる困難な状況がみられます。同和地区の出身であることや、障がいがあること、外国人であること、生活困窮等、複合的な課題を抱えた女性に対して適切な支援を行うため、相談窓口の周知や、関係各課・機関との連携・協力体制の強化を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 知立市人権施策推進本部にて、関係各課の連携をスムーズに行うための体制を整備します。	協働推進課
・ 各課及び関係機関との連携、協力体制を強化します。	協働推進課
・ さまざまな相談に対応できるよう研修会等への参加を促進します。	協働推進課 総務課
・ 個人情報保護のための意識啓発を図ります。	協働推進課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

女性の人権侵害に対して適切な対応を行うため、相談窓口の周知を図るとともに、関係各課・機関と連携した支援体制の強化を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

3 子ども

● 現状・課題

近年、世帯の小規模化や家族形態の多様化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等により、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化しています。こうした社会変化も影響し、児童虐待や育児放棄、いじめ等の子どもの人権侵害が社会問題となっています。

国連では、1959（昭和 34）年に「児童の権利に関する宣言」、1989（平成元）年に「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）が採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障しています。

我が国では、1994（平成 6）年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、1999（平成 11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の施行、2000（平成 12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等の法整備が進んでいます。また、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」、2014（平成 26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が施行され、いじめや貧困等の社会課題への対応が図られています。また、2023（令和 5）年には日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本市では、2012（平成 24）年に「知立市子ども条例」を施行し、子どもにやさしいまちづくりを進めています。また、「知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て支援の充実を図っています。具体的な取組では、学校や地域での子どもの人権に対する啓発活動や、「知立市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ対策が進められています。

市民意識調査では、子どもの人権が尊重されていないことについての問に対し、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」が 60.3%（前回調査より 13.8 ポイント減）、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」が 38.3%（前回調査より 19.4 ポイント減）と割合が高くなっています。

子どもが知立市で安心して健やかに成長できるよう、子どもの人権に関する意識啓発や、いじめや虐待等の人権侵害への対策、さまざまな家庭環境に応じた子育て支援を進めていくことが求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護や援助の促進を図るため、「子どもの権利条約」の趣旨や理念の普及、啓発に努めるとともに、子どもの人権を尊重する意識を高めるための啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・「知立市子ども条例」について周知、啓発します。	子ども課
・「児童福祉週間」について周知、啓発します。	子ども課
・広報紙や市のホームページなどにより、子どもの人権や児童虐待の防止、*ヤングケアラーの問題等について啓発します。	協働推進課 子ども課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより子どもの人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・保育園における人権紙芝居、人権人形劇を実施します。	協働推進課
・保育生活において互いの人権を尊重しあえる保育内容を実施します。	子ども課
・世代間交流事業などふれあいの機会を充実します。	子ども課

施策2 いじめの防止・相談等の充実

重大な人権課題であるいじめの防止を図るため、家庭、学校、地域を通じて、命の大切さや思いやりの心を持てる教育・啓発を行います。また、相談体制の充実や心のケアに努めるとともに、早期発見、早期解決に向けた迅速な対応が可能な体制づくりを進めます。

【取組】	【担当課】
・「知立市いじめ防止基本方針」を推進します。	学校教育課
・家庭児童相談の相談体制を充実します。	子ども課
・*スクールカウンセラー、心の相談員、*心の教室相談員、*あいフレンドなどによる相談体制を充実します。	学校教育課

施策3 児童虐待防止の推進

児童虐待を未然に防止するため、子育て等に関する相談体制を充実するとともに、虐待の疑いのある家庭について関係機関と情報共有し、早期発見・早期対応を図ります。また、児童虐待が発生した場合には、被害を受けた子どもの保護やケアを行います。

【取組】	【担当課】
・虐待等防止ネットワーク協議会の体制の充実を図ります。	子ども課
・妊娠や子どもの発達について不安のある家庭等に養育支援訪問等を実施します。	健康増進課
・児童虐待に関する保育士、教職員などへの研修を実施します。	子ども課 学校教育課
・児童虐待防止について周知、啓発します。	子ども課

施策4 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもがさまざまな経験を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、子育て支援事業や青少年の健全育成事業に取り組みます。

【取組】	【担当課】
・「知立市子ども・子育て支援事業計画」を推進します。	子ども課
・保育園における地域交流事業、行事等を充実します。	子ども課
・放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成事業を充実します。	子ども課
・児童センター、児童遊園の整備を充実します。	子ども課
・園庭開放の充実により、保育園と地域の子どもの交流を促進します。	子ども課
・保育園、児童センター、子育て支援センターにおける臨床心理士の巡回相談事業などを充実します。	子ども課
・学校施設開放の充実により、学校や児童生徒と地域住民の交流を図ります。	生涯学習スポーツ課
・子ども会活動事業を支援します。	生涯学習スポーツ課

施策5 地域ぐるみの子育ての充実

世帯の小規模化や共働き家庭の増加などによる、地域の子どもや保護者のつながりの希薄化に対応するため、子どもや保護者、地域住民が相互に交流できる機会を提供します。また、地域の子どもにかかわるボランティア活動等を支援します。

【取組】	【担当課】
・ 育児相談、子育てサークル支援等の地域子育て支援センター事業を推進します。	子ども課 健康増進課
・ 家庭状況を踏まえて子育て支援の調整をする子育て支援コーディネーター事業を実施します。	子ども課

施策6 きめ細やかな対応を必要とする子どもへの支援

ひとり親家庭や、経済状況が厳しい家庭、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもの人権が尊重され、安心して生活できるようさまざまな制度の利用促進や、それぞれの課題に応じた支援を行います。

【取組】	【担当課】
・ 子育てや家事援助、各種助成制度によりひとり親家庭を支援します。	子ども課
・ 通訳の配置等により外国にルーツを持つ子どもを支援します。	子ども課 学校教育課

施策7 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

子どもの人権問題に対して、早期発見・早期対応が可能となるよう、相談窓口の周知や、関係機関と連携した情報共有、支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

4 高齢者

● 現状・課題

我が国の高齢化がいつそう進行する中で、認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が増えることにより家族介護の負担は非常に重くなっています。こうしたことから、高齢者に対する虐待や介護放棄などが社会問題となっています。

我が国では、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」が施行され、高齢社会対策の基本理念が明らかにされるとともに、翌年に「高齢社会対策大綱」において、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示されました。2000（平成12）年には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。また、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、高齢者の虐待からの救済及び介護者の支援に関する取組が推進されています。

本市では、介護保険制度開始以降3年ごとに「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定・見直しを行っています。具体的には、介護保険事業の円滑な運営や、地域包括ケアシステムの深化・推進、高齢者福祉事業等に取り組んでいます。また、権利擁護の分野では、*成年後見制度の啓発や、認知症についての理解促進、高齢者虐待の防止、相談支援体制の整備等を進めています。

市民意識調査では、高齢者の人権が尊重されていないことについての問に対し、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が43.2%（前回調査より3.1ポイント増）、「アパートなどの住居を容易に借りることができないこと」が40.7%（前回調査より20.4ポイント増）と割合が高くなっています。

今後の高齢化の進行を見据え、いくつになっても地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権に対する意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともに、できる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援や環境整備が求められています。

● 施策の方向と取組

施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり

高齢者を大切にすることを育み、家庭や地域における高齢者を尊重する態度や行動に結びつくよう、啓発活動を推進します。また、増加している認知症高齢者についての適切な理解を促進し、地域で対応できるような支援を行います。

【取組】	【担当課】
・「老人の日・老人週間」を周知、啓発します。	長寿介護課
・広報紙や市のホームページなどにより高齢者の人権について啓発します。	協働推進課 長寿介護課
・高齢者への理解を深める学校教育を充実します。	学校教育課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより高齢者の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・認知症高齢者への理解を深める講座を開催します。	長寿介護課

施策2 高齢者の権利擁護、虐待防止の推進

高齢者の権利擁護、虐待防止を図るため、「高齢者虐待防止法」を踏まえながら、*成年後見制度についての普及・啓発や、各関係機関と連携したネットワークの強化を図ります。

【取組】	【担当課】
・虐待防止、早期発見等の権利擁護事業の普及を図ります。	長寿介護課
・成年後見制度利用支援事業を啓発します。	福祉課 長寿介護課
・認知症など判断能力が不十分な人の生活を支援する*日常生活自立支援事業を啓発します。	長寿介護課
・高齢者虐待について関係機関と連携し、適切な保護、支援を行います。	長寿介護課
・虐待等防止ネットワーク協議会による情報共有を行います。	長寿介護課

施策3 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的、一体的に多様なサービスを提供する「※地域包括ケアシステム」の推進に努めます。

【取組】	【担当課】
・加齢にともなう生活機能低下を未然に防ぐ介護予防事業を推進します。	長寿介護課
・※地域包括支援センターを中核とした総合的な地域ケア体制の充実を図ります。	長寿介護課
・訪問介護をはじめとする各種在宅サービスの充実を図ります。	長寿介護課
・寝具洗濯乾燥サービスをはじめとする在宅福祉サービスを実施します。	長寿介護課
・地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図ります。	長寿介護課
・介護サービス提供の場へ介護相談員を派遣します。	長寿介護課
・家族介護教室などの家族介護者支援事業を推進します。	長寿介護課
・介護保険及びその他困りごとに対応する総合相談体制の充実を図ります。	長寿介護課
・民間事業所と見守り協定を結ぶ等、高齢者を支える地域づくり事業の充実を図ります。	長寿介護課
・高齢者世帯を訪問し、相談に応じます。	長寿介護課

施策4 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

高齢者が社会の重要な担い手として自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できるよう、就労やスポーツ活動、生涯学習、ボランティア等への参加を支援します。

【取組】	【担当課】
・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習への参加を推進します。	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・シルバー人材センターの取組を支援します。	長寿介護課
・高齢者が社会活動や文化、スポーツ活動に取り組める体制づくりを推進します。	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・老人クラブなど高齢者組織を支援します。	長寿介護課
・高齢者のボランティア活動などの社会参加を促進します。	協働推進課 長寿介護課
・高齢者サロンの活動を支援します。	長寿介護課
・高齢者の就労を支援します。	長寿介護課 経済課

施策5 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者をはじめ、すべての人が円滑に地域活動等に参加できるよう、市内の道路や公共施設等の※バリアフリー化や、※ユニバーサルデザインに対応した環境整備を進めます。

【取組】	【担当課】
・「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」「人にやさしい街づくり推進計画 2010」に基づいて公共施設の整備を進めるとともに、民間施設の改善について啓発します。	福祉課 土木課 建築課 都市計画課 関係各課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

高齢者の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

5 障がい者

● 現状・課題

障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できる※ノーマライゼーション社会の実現が求められる中で、障がいに対する差別的な考えが起因した悲惨な事件が発生するなど、障がいのある人への理解促進が必要となっています。

国連では、1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障がいのある人の機会や権利を擁護する取組が進められました。2006（平成 18）年には「障害者権利条約」が採択され、さまざまな分野で障がいのある人の権利を保障するための取組を締約国に求めています。

我が国では、1993（平成 5）年に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」が施行され、障がいのある人の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を持つこと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが明らかにされました。また、「障害者権利条約」の批准に向け、2011（平成 23）年に「障害者基本法」の改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行等の法整備が進み、2014（平成 26）年には「障害者権利条約」に批准し、我が国で効力が生じることとなりました。

本市では、「知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」、「知立市障がい福祉計画」に基づき、障がい者施策を推進しています。具体的な取組としては、障がいに対する差別や偏見を解消するための啓発活動や、相談支援体制の整備、※合理的配慮に基づいた情報提供、虐待防止に関する施策を行っています。

市民意識調査では、障がいのある人の人権が尊重されていないことについての問に対し、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が 38.7%（前回調査より 0.1 ポイント増）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」が 31.8%（前回調査より 2.6 ポイント減）と割合が高くなっています。

障がいのある人が基本的人権を持つ個人として尊重されて生活できるよう、障がいへの理解を促進する意識啓発や、障がいの特性を踏まえた権利擁護や虐待防止施策、障がいのある人の自立や生きがいづくりにつながる社会参加支援が求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり

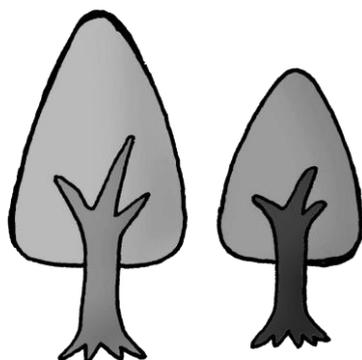
障がいのある人への差別や偏見を解消し、正しい理解の浸透を図るため、学校教育や地域での交流活動、広報紙等を通じた情報発信や啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発を行います。	協働推進課 福祉課
・ 「障害者の日・障害者週間」を周知、啓発します。	福祉課
・ 障がいのある人への理解を深める学校教育における心の教育を推進します。	学校教育課
・ 学校内における障がいのある人とない人との交流教育を推進します。	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより障がいのある人の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策2 障がい者の権利擁護、虐待防止の推進

障がいのある人の虐待防止等、権利擁護を推進するため、「障害者虐待防止法」を踏まえて、各関係機関と連携した虐待防止のネットワークの強化を図るとともに、*成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度の運営と周知を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 障害者虐待防止センターを運営、周知します。	福祉課
・ 虐待等防止ネットワーク協議会の体制の充実を図ります。	福祉課
・ 「障害者虐待防止法」を周知します。	福祉課
・ 成年後見制度利用支援事業を啓発します。	福祉課
・ 判断能力が不十分な人の生活を支援する*日常生活自立支援事業を啓発します。	福祉課



施策3 合理的配慮の推進

「障害者差別解消法」の考えに基づき、障がいのある人に適切な*合理的配慮を行うことができるよう、市民や地域、企業、学校等への啓発活動や情報提供を進めます。

【取組】	【担当課】
・「障害者差別解消法」の周知・啓発を行います。	福祉課
・合理的配慮に基づいた情報提供を行います。	福祉課
・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき市職員の対応を行います。	福祉課
・あらゆる場面において合理的配慮が提供されるよう市民、地域、事業所等に啓発します。	福祉課

施策4 障がい者の自立と生きがいづくりへの支援

障がいのある人が、障がいの特性や本人の希望にあわせて自立し、生きがいを持って暮らせるよう、保育や教育環境の整備、就労や地域活動への参加支援を行います。

【取組】	【担当課】
・子育て支援体制や母子保健事業、療育指導事業、障がい児保育の充実を図ります。	子ども課 健康増進課
・特別支援学級や教育設備を充実します。	学校教育課
・障がい児教育担当教員の研修を充実します。	学校教育課
・障がい福祉サービス及びその他困りごとに対応する相談支援体制を充実します。	福祉課
・本人に適切な障がい福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
・障がい者雇用を促進します。	福祉課 経済課
・地域生活支援事業を充実します。	福祉課
・手話通訳者派遣事業などを推進します。	福祉課
・文化、スポーツ活動への参加を促進します。	福祉課
・交流の場の提供、利用促進を図ります。	福祉課

施策5 障がい者にやさしいまちづくり

障がいのある人が、障がいの特性や本人の意向に応じて自立や社会参加が可能となるよう、道路環境や公共施設等の*バリアフリー化や*ユニバーサルデザインへの対応を進め、社会参加の円滑化を図ります。

【取組】	【担当課】
・「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」「人にやさしい街づくり推進計画 2010」に基づいて公共施設の整備を進めるとともに、民間施設の改善について啓発します。	福祉課 土木課 建築課 都市計画課 関係各課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

障がいのある人の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、福祉・保健、医療・教育・就労等の関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課 福祉課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

6 外国人

● 現状・課題

国際化の進展により訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加するなか、人種や民族、国籍にかかわらず、互いを尊重しあう多文化共生社会を築いていくことが求められます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定の民族等の人々へ差別的な言動をする*ヘイトスピーチが社会的な問題となっています。

国連では、1948（昭和 23）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、1963（昭和 38）年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、1965（昭和 40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのため措置を取ることが義務付けられました。

我が国では、1995（平成 7）年に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組を進めています。また、2016（平成 28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取組が進められています。

本市の総人口に占める外国人の割合は約 7.79%（2024（令和 6）年 12 月 1 日現在。総人口 72,687 人、外国人住民数 5,665 人）と、愛知県内でも高く、多くの外国人市民が暮らしています。こうした状況を踏まえ、「知立市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生に関する施策の方向性を示しました。具体的な取組としては、多言語での情報提供や相談支援、国際交流協会等と連携した交流事業等が行われています。また外国人市民が多く暮らす知立団地では 2012（平成 24）年に「もやいこハウス（知立市多文化共生センター）」を設置し、学習支援や相談事業を行っています。

市民意識調査では、外国人の人権が尊重されていないことについての問に対し、「国籍による偏見や差別があること」が 39.6%（前回調査より 2.2 ポイント増）、「習慣等が異なるため、地域社会の受け入れ体制が十分でないこと」が 35.9%（前回調査より 5 ポイント減）と割合が高くなっています。また、外国人の人権を擁護するために、「外国人が安心して就労できる環境の整備」、「外国人のための相談体制の充実」が注力すべきこととしてあげられています。

人種や民族、国籍による差別・偏見をなくすための意識啓発や、お互いの文化や生活習慣、価値観を理解するための交流活動の推進、また、外国人市民が暮らしやすいまちとなるための情報提供や相談支援の充実が求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 外国人の人権を尊重する意識づくり

人種や民族、国籍による偏見や差別をなくし、お互いの文化や習慣、価値観を尊重し認めあえる意識づくりを進めるため、広報・啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどにより外国人の人権について啓発します。	協働推進課 企画政策課
・ 人種差別撤廃条約について周知を図ります。	協働推進課
・ 学校教育を通じて国際理解教育の推進や異文化理解を尊重する感覚を育成します。	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより外国人の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策2 外国人との交流機会の拡充

さまざまな言語や文化、価値観を知り、異なる文化背景を持つ人への理解を高めるため、国際交流協会等と連携し、学校や地域における外国人等との交流機会を提供します。

【取組】	【担当課】
・ 知立市国際交流協会により各種イベント、講座を開催します。	協働推進課
・ 学校での外国語教育、国際理解教育を充実します。	学校教育課
・ 総合的な学習の時間で外国文化を紹介します。	学校教育課
・ 外国人講師による外国語の学習機会を提供します。	協働推進課 学校教育課
・ 海外姉妹都市への派遣など、国際交流を推進します。	協働推進課
・ 日本人と外国人が交流し相互理解を深めるための事業を実施します。	協働推進課 企画政策課



施策3 外国人が暮らしやすいまちづくり

本市で暮らす外国人が言語や文化、生活習慣が異なることにより不利益を受けることがないように、多言語による生活情報の提供や、通訳・翻訳の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・広報紙や市のホームページなどの外国語による情報提供、啓発を行います。	協働推進課 関係各課
・外国語による市民サービスなどの情報提供を行います。	関係各課
・ポルトガル語通訳による市民サービスのサポートを行います。	市民課 関係各課
・外国籍の児童生徒へ学習、学校生活のサポートを行います。	学校教育課
・国際交流関係団体や外国人支援団体等の関係機関と連携、協力します。	協働推進課 企画政策課
・「もやいこハウス（知立市多文化共生センター）」を有効活用し、外国人を支援します。	企画政策課
・外国人の日本語学習を支援します。	企画政策課

施策4 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

外国人の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。また、外国語による情報提供や通訳を行います。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関の情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課
・相談における通訳を行います。	市民課
・相談員や通訳システムによる通訳を行います。	企画政策課

7 感染症患者等

● 現状・課題

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染により引き起こされる免疫不全症候群を、特にエイズ（A I D S）と呼びます。感染経路が限られていることから、正しい知識を持って行動すれば感染を予防することができます。

一方で、全国のH I V感染者及びエイズ患者（以下「H I V感染者等」という。）の数は、増加傾向となっています。

近年はH I V感染症の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。しかしそのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、1998（平成10）年にH I V感染者等を免疫機能障がいとし、障がい認定の対象となりました。

ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、回復者やその家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、2009（平成21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。

また、1999（平成11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）では、H I V感染者等やハンセン病回復者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進めることが目指されています。しかし、感染症患者等の人権を擁護する法整備が進む一方、感染症に対する正しい知識と理解の普及は十分とはいえない状況にあります。新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症を含め、今後はさまざまな感染症に対して正しい認識を持ち、患者やその家族等の人権が尊重されることが求められます。

本市では、H I V感染者等、ハンセン病回復者等の人権擁護に向けた取組として、学校の授業や、パンフレット等による啓発活動を行っています。

市民意識調査では、エイズ患者・H I V感染者等の人権が尊重されていないことについての問に対し、「偏見により差別的な言動を受けること」が42.3%（前回調査では選択肢なし）、「わからない」が34.5%（前回調査より2ポイント減）、ハンセン病回復者等の人権が尊重されていないと思うことについての問に対しては、「わからない」が34.3%（前回調査より2.9ポイント増）「偏見により差別的な言動を受けること」が32.3%（前回調査より6ポイント増）と割合が高くなっています。

今後も、感染症に対する誤った認識から差別的な対応がなされないよう、正しい認識を促すための教育や啓発を行うとともに、感染症患者等が尊厳を持って生きられるような社会参加の支援や相談体制の整備が求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

感染症患者などへの差別や偏見をなくすため、学校教育や講演会、広報紙等を通じて感染症に対する正しい理解を促す啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより感染症患者の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」、レッドリボン（エイズに関する差別や偏見の撤廃のシンボル）の周知、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課 学校教育課
・広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発を行います。	健康増進課
・パンフレット、小冊子などによる情報提供、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課
・個別通知や肝炎デーを通じて、感染症に関して周知、啓発します。	健康増進課
・性教育・エイズ教育を推進します。	健康増進課 学校教育課

施策2 感染症患者などの自立と社会参加への支援

感染症患者などができる限り自立し、就労や地域活動等に安心して参加できるよう、相談支援や情報提供等を行います。

【取組】	【担当課】
・健康相談及び心の健康相談窓口の情報提供、啓発を行います。	健康増進課
・労働相談及び感染症患者などの雇用に関する情報提供を行います。	経済課

施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

感染症患者などの人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

8 性的マイノリティ

● 現状・課題

性的マイノリティとは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性別違和の人々や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人々のことをいいます。LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉が広まりつつありますが、近年では、性的指向、性的自認（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」（エスオージーアイ／ソギ／ソジ）という言葉が国際的には使われつつあります。性的指向と性自認はLGBTにあたる人だけでなく、すべての人に関係するという概念であり、「すべての人の多様な性のあり方」を表します。性的マイノリティは国内にも10%程度いるとする調査結果もありますが、正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウトできない、といった社会生活における支障がみられます。

世界では、2008（平成20）年、国連総会では、はじめてのLGBTに対する人権保護の促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する声明が提出されました。2011（平成23）年には性的指向と性同一性に関する国連決議がはじめて採択され、これをきっかけとして2012（平成24）年には国連の政府間機関においてはじめてLGBTについての正式な討論が行われました。

我が国では、2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。（2008（平成20）年に一部改正）

また、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できるような社会の実現を目指し、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

市民意識調査では、性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権上、特に問題になっていることについての問に対し、「性的マイノリティ（性的少数者）に対する理解がないこと」が50.1%（前回調査より4ポイント減）と最も高く、次いで「偏見により差別的な言動を受けること」が43.9%（前回調査より2ポイント増）となっています。

本市では、誰一人取り残さないよう多様な性的指向、性自認及び性表現を尊重すると共に、性の多様性に対する理解を広げることを目的として、2023（令和5）年度からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しています。

今後国や県、先進自治体の取組などを参考にしながら、市民の多様な性に対する理解を高める施策に取り組むとともに、相談支援体制を整備していくことが求められます。

● 施策の方向と取組

施策1 性的マイノリティへの正しい理解の促進

性的マイノリティへの偏見・差別をなくし、正しい理解の浸透を図るための啓発活動を行います。

【取組】	【担当課】
・ 性的マイノリティへの理解促進のための教育・啓発を行います。	協働推進課 学校教育課
・ 男女性別による固定的役割分担をうえつけない保育を実施します。	子ども課
・ 性の多様性を認め合う環境づくりを推進します。	協働推進課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

性的マイノリティの人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



9 インターネットによる人権侵害

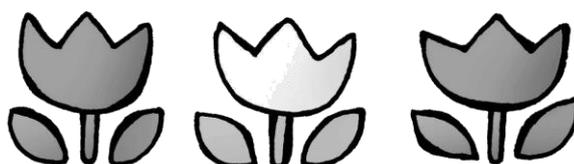
● 現状・課題

情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、他人を誹謗・中傷する書き込みや個人情報の無断掲示などがみられ、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。また、インターネット上に一度でも情報が掲載されると、完全な削除が難しいことや、インターネットの利用の低年齢化により、幼少期から正しい利用や危険性について啓発することが重要な課題となっています。

我が国では、2002（平成 14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が施行、2022（令和 4）年に大幅に改正されました。改正後は発信者の情報開示を一つの手続きでできるなどの改善が図られました。また、インターネットによる誹謗中傷が社会問題となる中で、2022（令和 4）年には、人権を侵害する書き込みに対して侮辱罪の厳罰化による取り締まりが進められています。また、2009（平成 21）年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が 2018（平成 30）年に改正され、18 歳未満の青少年の*フィルタリングサービスの義務付けが強化されました。2014（平成 26）年にはいわゆる*リベンジポルノへの対策として、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が施行され、性的な画像等のインターネット上へのばらまき防止が図られています。

市民意識調査では、日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題についての問に対し、「インターネットによる人権侵害」が 61.3%（前回調査より 20 ポイント増）と最も高い結果となっています。インターネット上で、人権侵害と思われるような書き込み等を発見した場合についての問に対し、「そのようなページは、無視する」が 65.2%（前回調査より 2.4 ポイント減）と最も高くなっています。

本市では、学校の授業を通じて情報モラルについての学習機会を提供しています。市民一人ひとりがインターネットの利便性と危険性を理解する啓発を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制の整備が求められます。



● 施策の方向と取組

施策1 インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用など、情報モラルについての情報や学習機会を提供し、インターネットによる人権侵害の危険性の理解を促進するとともに、個人の名誉やプライバシーを侵害するような悪質な書き込みに対しモニタリングを実施し監視による抑制効果を図ります。

【取組】	【担当課】
・インターネットの正しい利用のための教育・啓発を行います。	協働推進課 学校教育課
・インターネットのモニタリングを行います。	協働推進課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

インターネットに関する人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

10 さまざまな人権をめぐる問題

● 現状・課題

先に取り上げた重要課題以外にも、さまざまな人権に関する課題について対策が求められています。

【個人情報の保護】

個人情報については、情報化が進んだ現代社会において個人の意思と関係なく流出し、プライバシーの侵害等の被害がみられます。職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、徹底することが重要です。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、固有の言語や文化を持っているにもかかわらず、近代以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティティを保持することが難しくなっています。また、独自の文化等への理解が不十分であるため、就職や結婚に際して差別や偏見がみられます。アイヌの人々にかかわる文化等の保護や、理解を促進するための啓発が求められています。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別・偏見は根強く、刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰することは極めて難しい状況となっています。本人の更生意欲を家族、職場、地域社会が理解し協力できるような啓発活動等を行い、社会の一員として生活を営めるよう支援していく必要があります。

【犯罪被害者】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害など、二次的な被害を受けることが問題となっています。国では 2005（平成 17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備などが求められています。

【北朝鮮当局による拉致被害者】

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国では、2006（平成 18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、国及び地方公共団体の責務等を定めました。また、2011（平成 23）年に一部変更がされた「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が加筆されました。国は、拉致問題の解決にあたり国内外の世論を重要視しており、理解促進に努めています。一方で、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々への差別・偏見に結びつかないような啓発を進めていく必要があります。

【複合差別】

これまでにあげられた人権課題は単独に存在するだけでなく、複数の人権課題が重なりあうこともあります（複合差別）。そういった複数の人権課題が重なりあう場合、個々の人権課題を切り離して理解、分析しようとする視点からは、複合的に存在する社会の障壁とそれらの複雑な影響や不平等をなくすことはできません。複雑化・多様化している人権課題に的確に対応するため、関係する部署同士の連携、情報共有や対応の検討を行うなど、部局横断的に対応し、課題の解消に努めます。

【その他】

その他にも、ホームレスなどに対する偏見や差別、人身取引（トラフィッキング）、各種ハラスメントなど、さまざまな人権問題があります。また、災害に伴う人権侵害について、災害発生後の避難所では、プライバシー確保のほか、女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等への配慮も求められています。今後、社会情勢の変化などにともない、新たな人権問題が生じてくる可能性もあります。

これらさまざまな人権問題に対応していくためには、人権問題となっている点を正しく理解し、柔軟に対応することが求められます。そのための第一歩として、一人ひとりが互いを認めあい、個人への尊厳の意識を持つことが大切です。

● 施策の方向と取組

施策1 さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及

さまざまな人権問題についての正しい理解を普及するための情報提供や学習機会の提供に努め、人権問題の発生防止を図ります。また、社会情勢の変化とともに生じる新たな人権問題について柔軟に対応できるよう、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携して対策を講じます。

【取組】	【担当課】
・ 犯罪被害者等の人権について周知啓発します。	安心安全課
・ 広報紙や市のホームページなどによりさまざまな人権問題について啓発します。	協働推進課
・ さまざまな人権に関する学習機会を提供します。	協働推進課 関係各課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによりさまざまな人権問題について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 新たな人権問題に対して、関係機関などと連携して情報の収集、提供を行います。	協働推進課 関係各課

施策2 個人情報保護の意識啓発及び体制強化

愛知県が主催する研修等に参加する等、個人情報保護に関する認識を高め、市民への共有を図ります。また、市民に関する個人情報の適切な管理などを徹底するため、市職員の意識向上を図ります。

【取組】	【担当課】
・ プライバシーや個人情報保護などに関する意識啓発を推進します。	協働推進課 総務課
・ 「プロバイダ責任制限法」の普及、啓発を行います。	協働推進課
・ 職員研修などによる個人情報保護及び個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	企画政策課 総務課
・ 個人情報に関する情報セキュリティ対策を徹底します。	企画政策課

施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

さまざまな人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組】	【担当課】
・複合差別に対して、関係各課と連携・協力した相談・支援体制を構築します。	協働推進課 関係各課
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

第5章 計画の推進

1 基本的な姿勢

社会情勢の変化等により人権に関する課題が複雑化・多様化するなか、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、多様な人権問題を解決、解消していくためには、広い視野に立って取組を進めることが大切です。

そのためには、行政だけでなく教育機関や企業等事業所、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、それぞれが人権問題についての正しい認識を持つことが求められます。

また、市民一人ひとりが人権に関する課題を身近な問題として捉えられるよう、さまざまな機会・手段を通じて、人権教育・啓発を行う必要があります。

こうしたことから、市においては、個別の人権課題について関係機関等と連携しながら、人権尊重の社会を実現するための諸施策を進めます。

2 推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、知立市人権施策推進本部を中心とした全庁的な取組を進めます。関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、本計画の趣旨を十分踏まえたうえで実施します。

また、人権に関する施策が広範な取組として展開されるよう、国・県・近隣自治体をはじめとした関係機関などとも緊密に連携、協力しながら推進します。

3 継続的な取組

人権問題は、社会の複雑化・多様化や情報化、高度化などその時々の流れの中で変化し、さまざまな形で新たに問題が発生する可能性があります。時代のニーズにあった施策の実施に努め、継続的な取組を進めます。

そのため、本計画に掲げた内容については、知立市人権施策推進本部のもと実施計画を策定し、進捗状況を把握し、適切な進行管理や結果の公表を行います。

4 SDGsの推進

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。本計画は、「互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくり」の実現を通じて、この目標への貢献を目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料編

資料編

日本国憲法（抄）	54
世界人権宣言	57
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	61
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	71
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	73
部落差別の解消の推進に関する法律	79
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律.....	80
知立市人権施策推進本部設置要綱	82
知立市人権尊重のまち宣言.....	84
用語解説	85

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和 23 年 12 月 10 日
第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償

でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

（1） 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なにかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待

される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- 2) 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- 3) 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- 2) 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- 3) 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- 4) 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- 1) 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- 2) 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発

及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。

- 3) 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- 4) 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- 5) 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- 6) 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- 7) 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- 8) 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

1) 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

2) 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

3) 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

4) 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

5) 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

6) 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

7) 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

8) 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

9) 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

10) 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

11) 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

13) マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」

において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- 1) 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
 - 2) 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
 - 3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
 - 4) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
 - 5) 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
 - 6) 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りのもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
 - 7) 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
 - 8) 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
 - 9) 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
 - 10) 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
 - 11) 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。
- (2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- 1) 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- 2) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- 3) いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- 4) 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- 5) 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- 6) 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- 7) 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- 1) 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- 2) 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- 3) 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- 4) 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- 5) 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- 6) 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- 7) 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の

理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- 1) 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- 2) 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- 3) 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- 4) 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- 5) 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- 1) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
 - ア 人権問題啓発推進事業
 - イ 小規模事業者等啓発事業
 - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
 - エ 教育総合推進地域事業
 - オ 人権教育研究指定校事業
 - カ 人権教育総合推進事業
 - キ 人権思想の普及高揚事業
- 2) 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- 3) 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- 1) 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- 2) 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- 3) 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- 4) 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- 5) アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- 1) 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- 2) 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- 3) 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

1) HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

2) ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- 1) 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- 2) 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- 3) 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- 4) 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年(1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- 5) 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号

平成 25 年 6 月 26 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

平成 28 年 12 月 16 日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律

平成 28 年法律第 68 号
平成 28 年 6 月 3 日公布・施行

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

知立市人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、知立市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する行動計画の策定並びに総合的な推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する関係部局との総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市長をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 推進本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会には、必要に応じて関係課長の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務にかかる事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び部会の庶務は、企画部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推 進 本 部		
市長	副市長	教育長
企画部長	総務部長	危機管理局長
福祉子ども部長	保険健康部長	市民部長
建設部長	都市整備部長	上下水道部長
教育部長	議会事務局長	

別表第2（第6条関係）

幹 事 会		
企画部協働推進課長	企画部企画政策課長	総務部総務課長
危機管理局安心安全課長	福祉子ども部福祉課長	福祉子ども部子ども課長
保険健康部長寿介護課長	保険健康部健康増進課長	市民部市民課長
市民部経済課長	建設部建築課長	都市整備部都市計画課長
上下水道部水道課長	教育部学校教育課長	教育部生涯学習スポーツ課長

知立市人権尊重のまち宣言

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、基本的人権が尊重され、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。

しかしながら、今もなお、部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染病患者などの人権課題に加え、性的指向、性自認への差別や偏見、インターネットにおける人権侵害、個人情報等にかかわるプライバシーの侵害などの課題が存在しています。

私たち一人ひとりが、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、(家柄)、障がい、疾病、考え方などの違い、その他の事由により差別されることなく、お互いを尊重し、人権にかかわる幅広い問題について理解を深める努力をし続けなければなりません。

私たちは、すべての市民の人権が保障される誰もが暮らしやすい地域社会を築いていくため、ここに「人権尊重のまち」を宣言します。

令和4年9月30日

用語解説

(50音順)

■「あいフレンド」

知立市における特別な支援を必要とする児童生徒（不登校児童生徒など）に対して、学級担任や不登校担当教員、心の相談員などと連携をとりながら支援活動を行い、個に応じた指導の充実を図る目的で実施している事業です。事業の内容は、将来教員を目指す大学生や院生などを「あいフレンド」として、1998（平成10）年度から2005（平成17）年度は不登校児童生徒を対象に、2006（平成18）年度は発達障がいのある児童生徒にも対象を広げました。2007（平成19）年度からは、一人ひとりの児童生徒へのよりきめ細かな指導を図るため、「あいフレンド」は不登校児童生徒のみを対象とし、支援を行っています。（発達障がいのある児童生徒に対しては発達障がい児等支援補助員を配置しています。）

■「えせ同和行為」

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、高価な書籍を売りつける行為や、不当な寄付を募るなどの行為のことです。

■「公正採用選考人権啓発推進員」

職業選択の自由を保障し、すべての人々に「就職の機会均等が保障されるよう、事業主など、雇用する側が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者の適性と能力のみに基づく公正な採用選考を実施できるよう、一定規模以上の事業所（愛知県の場合は、常時使用する従業員の数が30人以上の事業所、職業紹介事業、派遣事業を行う事業所が設置対象）において、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置することとなっています。そして、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図ることを目的としています。

■「合理的配慮」

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を持ち、または行使することを確保するために必要かつ適当な変更及び調整のことです。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

■「心の教室相談員」

中学生生徒が悩みなどを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在です。教員ではない地域に住む人を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供し、生徒の心の安定を図るため、各中学校に「心の教室相談員」を設置し、「心の教室」（相談室）に常駐しています。

■ 「スクールカウンセラー」

児童生徒の心の問題に対応するため、学校に配置される心理学の専門知識を持った臨床心理士などの専門家のことをいいます。学校におけるいじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行います。

■ 「成年後見制度」

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、財産を管理したり、さまざまな契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■ 「地域包括ケアシステム」

高齢者が住みなれた地域（日常生活圏域）で、自分らしい暮らしを営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される仕組みのことです。

■ 「地域包括支援センター」

地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置しています。

■ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力等も含まれます。

■ 「日常生活自立支援事業」

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

■ 「ノーマライゼーション」

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助けあいながら暮らしていくことが正常な社会の在り方であるとする考え方であり、また、それに基づく社会福祉政策のことです。

■「バリアフリー」

高齢者や障がい者が社会生活していくうえで障壁（バリア）となるものを除去することです。もともとは、建物内の段差解消などハード面の障壁の除去を指すことが主でしたが、最近は人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアが問題となり「心のバリアフリー」が求められています。

■「フィルタリングサービス」

インターネット上などに公開されている情報のうち、暴力や犯罪など特定のテーマへのアクセスをプロバイダーや携帯電話事業者が選択的に制限するサービスです。

■「ヘイトスピーチ」

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のことです。

■「ヤングケアラー」

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間といった「子どもとしての時間」と引換えに、家事や家族の世話をしています。

■「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が気持ちよく暮らせるようにあらかじめ都市景観や生活環境を計画する考え方です。

■「リベンジポルノ」

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、インターネット上などに公表する行為です。

■「隣保館」

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための施設です。

■『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」

2016（平成28）年7月に厚生労働省に設置されました。人口減少、家族・地域社会の変容などにより生じた既存の縦割りシステムの課題への対応や、地域共生社会を実現するための具体策を検討します。

「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」(改定版)

発行年月 2018（平成30）年3月
 (2025（令和7）年3月改定)

発 行 知立市企画部協働推進課
 〒472-8666
 愛知県知立市広見3丁目1番地
 TEL 0566-83-1111（代表）